

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案参照条文

○ 国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第四百十三号) (抄)	1
○ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号) (抄)	1

○ 国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「国土調査事業」とは、次の各号に掲げる調査の事業をいう。

- 一 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第二項に規定する地籍調査の基礎とするために行なう基準点の測量及び土地分類調査の基礎の設定のための調査に係る基本調査で、国の機関又は都道府県が行なうもの
- 二 国土調査法第二条第三項に規定する土地分類調査又は同条第五項に規定する地籍調査で、地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者が行なうもの

（国土調査事業十箇年計画）

第三条 内閣総理大臣は、土地政策審議会の意見を聴いて、国土の総合的な開発及びその利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、平成十二年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（以下「国土調査事業十箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2・3 （略）

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により国土調査事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

5 内閣総理大臣は、国土調査事業十箇年計画について第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。

6 前五項の規定は、国土調査事業十箇年計画を変更しようとする場合について準用する。この場合において、第一項、第四項及び前項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第一項中「土地政策審議会」とあるのは「国土審議会」と読み替えるものとする。

○ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）

（国土調査の実施の公示）

第七条 国土調査を実施する者は、当該国土調査の開始前に、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

(国土調査に関係がある測量又は調査に関する報告及び資料の提出の請求)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 国土調査を実施する者は、当該国土調査の実施のために必要がある場合においては、その調査事項について、国土調査と関係がある測量又は調査を行う人又は法人に対して報告及び資料の提出を求めることができる。

(立入)

第二十四条 (略)

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らせる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(障害物の除去)

第二十六条 国土調査を実施する者は、その実施のためにやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該国土調査に従事する者に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。

2 国土調査を実施する者は、山林、原野又はこれらに類する土地で当該国土調査を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該国土調査に従事する者にこれらを伐除させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(損失補償)

第二十九条 第二十六条第一項又は第二項の規定により植物若しくはかき、さく等を伐除し、又は第二十七条の規定により土地の使用を一時制限し、若しくは土地等を一時使用したために損失を生じた場合においては、当該国土調査を実施した者は、その損失を受けた者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならない。

2 (略)

(分割又は合併があつたものとして行う地籍調査)

第三十二条 地方公共団体又は土地改良区等は、第五条第四項若しくは第六条第三項の規定により指定を受け、又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基いて地籍調査を行うために土地の分割又は合併があつたものとして調査を行う必要がある場合において、当該土地の所有者がこれに同意するときは、分割又は合併があつたものとして調査を行うことができる。

第三十五条 第三十一条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十六条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 国土調査に従事する者又はこれに従事した者で、国土調査の実施の際に知つた他人の秘密に属する事項を他に漏し、又は窃用した者

第三十七条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十四条の規定による立入を拒み、又は妨げた者

四 第二十五条第一項の規定による立会又は同条第二項の規定による出頭を拒んだ者

五・六 (略)